

## (別紙)加納東公園・加納緑地に係る整備方針等の概略検討

### 1. 加納東公園・加納緑地の概要

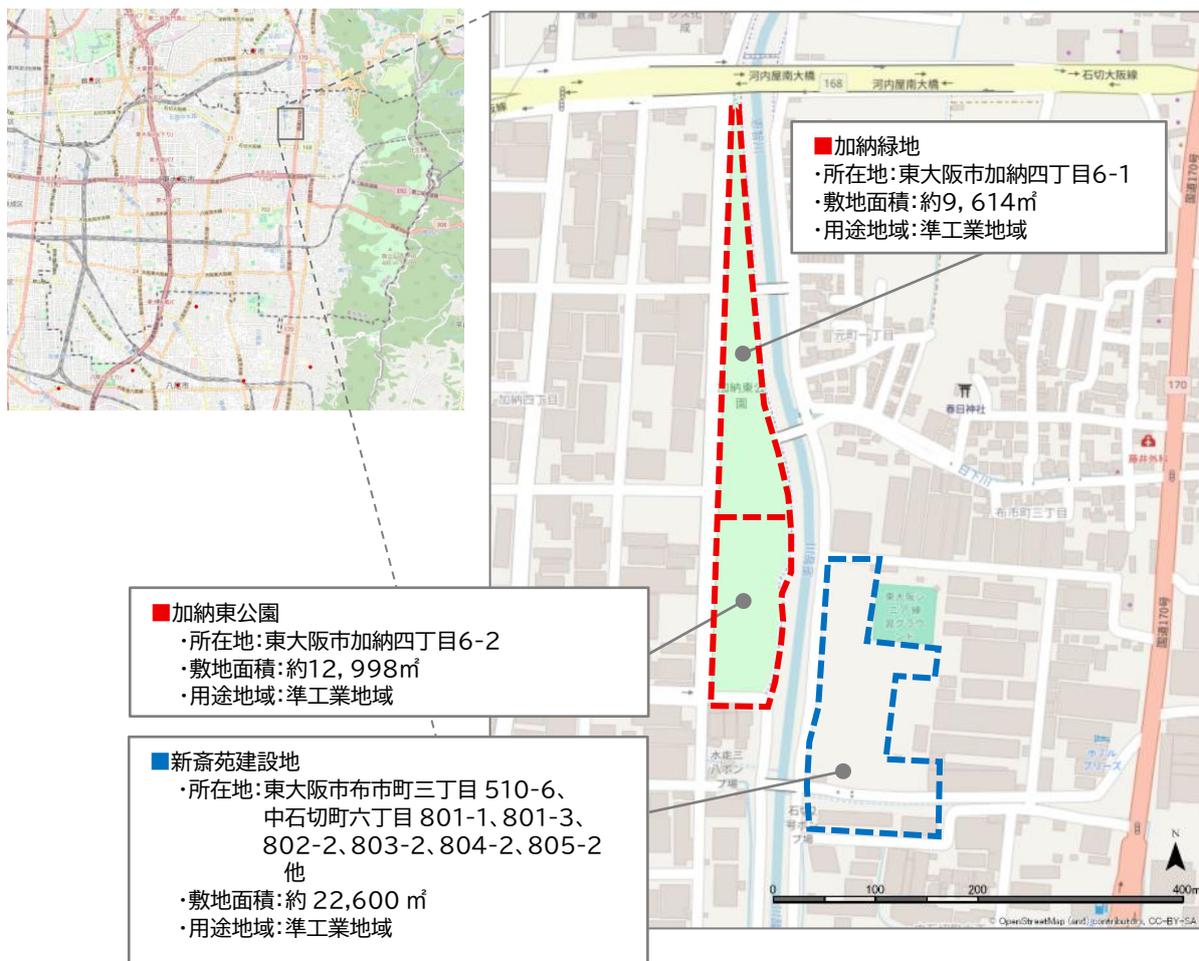
#### 1-1. 対象施設及び対象地の概要

##### (1) 加納東公園・加納緑地の基本情報

加納東公園・加納緑地（以下「本公園」という。）の基本情報は以下のとおり。

表 加納東公園・加納緑地の基本情報

項目	内容
所在地	東大阪市加納四丁目 6-1、6-2
位置	市の北部の大東市との市境に位置し、東に恩智川と大阪外環状線(国道 170 号)がある。周囲はモノづくり推進地域として工場が立地している。
敷地面積	加納東公園:約12,998㎡、加納緑地:約9,614㎡
都市公園	加納東公園:近隣公園、加納緑地:都市計画緑地
開設年度	平成2年度
管理	東大阪市（本公園を含む特定公園(29 か所)有料公園施設(9 か所)が指定管理者制度により包括的に維持管理が行われている）
用途地域	準工業地域



(2) 上位・関連計画

① 東大阪市第3次総合計画(令和2年7月)

人口減少社会を見据え、若者・子育て世代に選ばれるまちづくりや交流拠点の形成を重視している。

項目	概要	
将来都市像 (基本構想)	つくる・つながる・ひびきあう ―感動創造都市 東大阪―	
分野別施策	快適で魅力あふれる 都市空間の創出	今後も引き続き公園整備やみどりの確保に努めるとともに、公園の活性化、利用者の利便性向上のため、民間事業者と連携した公園管理・運営の導入を進めます。
施策の方針	みどり・公園などの 憩いの場の保全、創出	市民の身近な憩いの場や、にぎわい創出の場として、民間のノウハウも活用しながら、魅力ある公園の整備を進めます。さらに生駒山のみどりを保全するとともに、農地をはじめとした市街地のみどりを創出するよう努めます。

② 東大阪市都市計画マスタープラン(立地適正化計画)(令和5年3月)

公園等に係る施策については、「都市公園の整備・活用」としての地域住民の憩いの場となる公園の整備の推進や、「自然環境への配慮」としてのグリーンインフラの適切な整備・保全や、持続可能で魅力ある地域づくりをめざしている。

項目	概要	
都市づくりの 基本方針	国土軸や大阪都市圏とつながる利便性を活かした コンパクト+ネットワークの取組を推進します	
都市づくりの 基本方針3	水・みどり・歴史に 囲まれた豊かな環境を 創造し、次世代に つなぐ都市づくり	今ある地域資源を保全・活用するとともに、公園・緑地の整備や民有地の緑化推進により新たな地域資源を創り出し、地球環境に配慮した良好な都市空間を次世代へとつなぐことを意識した都市づくりを進めます。

③ 東大阪市景観形成基本計画(平成17年11月)

本市の景観は、自然景・生活景、産業景、都心景により構造が特徴づけられているとしている。特に自然景の方針に関しては「生駒山と大和川がかたちづくった自然や地形をいかす」こととして、「市街地にうるおいを創出し 水とみどりのネットワークを形成する」などが目指している。

項目	概要
基本目標	みんなが愛着と誇りをもち活気にあふれる環境実感都市・東大阪 (住み、働き、学び、訪れてよい景観のまち・東大阪)
基本方針	東大阪の「まち」と「ひと」 ～その双方から、東大阪らしさをつくり、東大阪らしさをはぐくみます～

④ 東大阪市みどりの基本計画(令和3年3月)

公園等については、「みどりをまもる・ふやす・いかす」を軸に、都市環境・防災・景観・レクリエーションの多機能性を明示。公園は避難地・復旧支援基地等として機能。防災ネットワーク(みどりの拠点・軸)の形成を目指している。

項目	概要
基本目標	つくる・つながる・ひびきあう ―感動創造都市 東大阪―
基本方針	水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

加納東公園・加納緑地は、みどりの将来図では、当該公園は恩智川に沿った基幹軸上に位置し、地区拠点に指定されている。

みどりの現況 東都市街地(みどりの量:多)
本市の環境母体である生駒山と連続している市街地であり、本市の市街地の中では、多くの農地や公園も見られるとともに、複数の河川も流れており、みどりが豊かな市街地です。 無秩序な宅地化を防止し、既存のみどりをできる限り保全するとともに、恩智川支流河川を活かして、市街地に自然の息吹を吹き込む多様な水とみどりのネットワーク化を推進していく必要があります。



図：みどりの将来図(一部抜粋)

表 14 本市の骨格を形成するみどりの位置づけと機能

名称	位置づけ	機能の概要	主な機能の種類	名称	位置づけ	機能の概要	主な機能の種類
地区拠点	身近なコミュニティ緑地	地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象緩和	環境保全	基幹軸	都市の骨格となる緑地軸	緑陰を形成し、夏の日差しを和らげ、周囲の気温上昇を抑えることでヒートアイランド現象の緩和、CO2を吸収することで地球温暖化防止に役立つ	環境保全
		立地特性、利用形態や施設に応じた多様な個性的で魅力のある景観	景観形成			生物の移動を助け、促進する空間	景観形成
		災害時の救援・復旧基地、避難場所	防災			まちなみに統一感を与え、沿道景観に彩り・季節感・うるおいをもたらす	
		雨水の貯留・浸透機能を高め、流出の抑制	レクリエーション				
		市民の憩いや癒しの場					
		日常のスポーツ・レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点					

⑤ 東大阪市地域防災計画（令和6年度修正）

項目	概要
施策の柱	災害に強いまちづくり
施策の概要	【空地の整備】 ・公園の整備 ・緑地の保全 ・治水緑地の整備促進 ・農地の保全 ・防災緩衝緑地の整備 ・オープンスペースの利用

⑥ 東大阪市国土強靱化地域計画（令和7年3月）

項目	概要
基本目標	(1)人命の保護が最大限図られること (2)市及び社会の重要機能が致命的な障害を受けず維持されること (3)市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 (4)迅速な復旧復興
事前に備えるべき8つの目標と対応施策	(1)人命の保護が最大限図られる。 ・緊急避難場所の整備 ・治水施設の整備 (7)制御不能な二次災害を発生させない。 ・緊急避難場所の整備 ・私有林の保全 ・農業用水路の改修 ・都市農業活性化及び農地活用の促進

(3) 関係法令

本公園における施設整備や事業運営において、留意が必要な関係法令は下記のとおり。

施設整備においては、都市公園法で定める公園施設の種類や建ぺい率を遵守する必要がある他、都市計画法や建築基準法により必要な対応が定められている。事業運営においては、飲食の提供をする場合などの場面に応じて、消防法や食品衛生法が定められている。

表:本事業に係る関係法令

対象法令	関係条例等	施設整備	事業運営
都市公園法	東大阪市都市公園条例	●	●
	東大阪市都市公園条例施行規則		
道路法		●	●
建築基準法	東大阪市建築基準法施行条例	●	
	東大阪市建築基準法施行細則		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	東大阪市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	●	
屋外広告物法	東大阪市屋外広告物条例		●
	東大阪市屋外広告物条例施行規則		

表:その他整備に内容により関連する法令等

対象法令	関係条例等	施設整備	事業運営
地方自治法		●	●
PFI法		●	●
屋外広告物法			●
食品衛生法			●
その他	景観計画	●	
	建築・開発指導要綱	●	

※補注:施設整備・事業運営の状況によって他の法令も関係する可能性がある

## 1-2. 利用状況

本公園の利用状況の把握として、利用者アンケート調査を実施した。

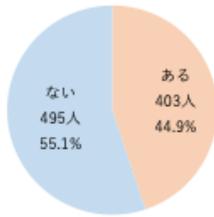
### (1) 調査実施概要

実施日：令和7年9月  
 調査方法：WEBフォームによる回答  
 回答者数：898票（うち東大阪市内居住者 97.6%）

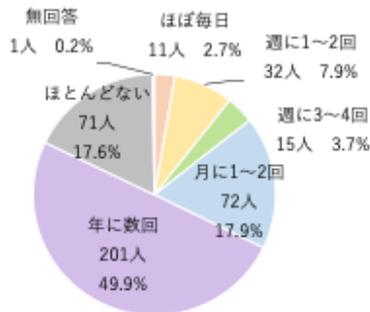
### (2) 調査結果

#### ① 利用状況・利用頻度

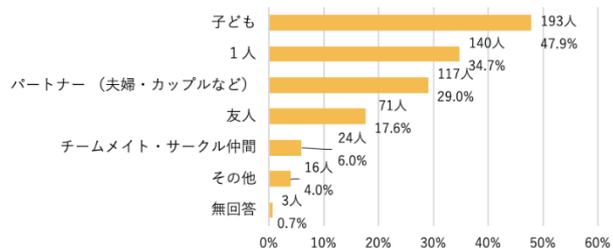
回答者の44.9%が本公園を利用したことがあった。利用経験者について、子供やパートナーなどの家族との利用と一人での利用が多く、月に1回以上定期的に利用する人は32.2%、ウォーキング・ランニング利用が半数を超えている。



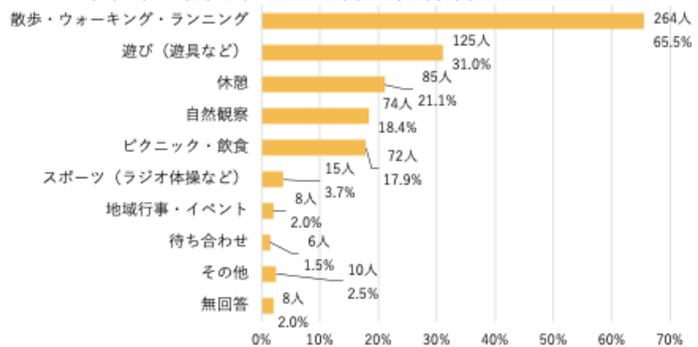
図：本公園利用の有無



図：本公園の利用頻度



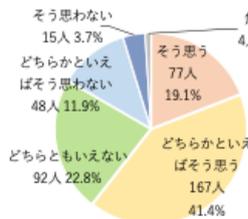
図：本公園を利用する際の同伴者について



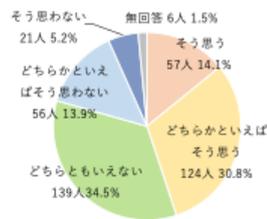
図：主な本公園の利用目的

#### ② 公園の管理について

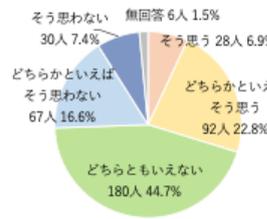
樹木、ベンチ、トイレ、園路、案内板等の公園施設等の管理については「どちらかと言うと管理されている」や「どちらとも言えない回答」が多い回答となり半数を超えた。自由記述では、「緑が心地よい」「園路がガタガタしている」「樹木を適切に管理して見通しをよくしてほしい」等の回答が得られた。



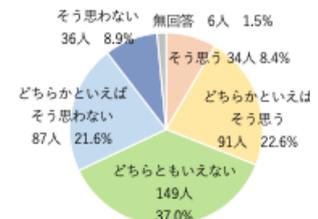
樹木等の管理



遊具やベンチの手入れ



トイレの管理



防犯上の安全性

図：本公園の管理状況についてよく管理がなされているか

### ③ 公園への要望

今後の公園整備についての要望はトイレ機能の充実や緑豊かな空間、ウォーキング・ランニングコースの充実が多く、希望する利用方法も従来同様にウォーキング・ランニングが62.4%と多かった。自由記述では防犯対策の強化、利用者も含めた公園管理の改善、自転車利用の利便性の向上などの意見が見られた。

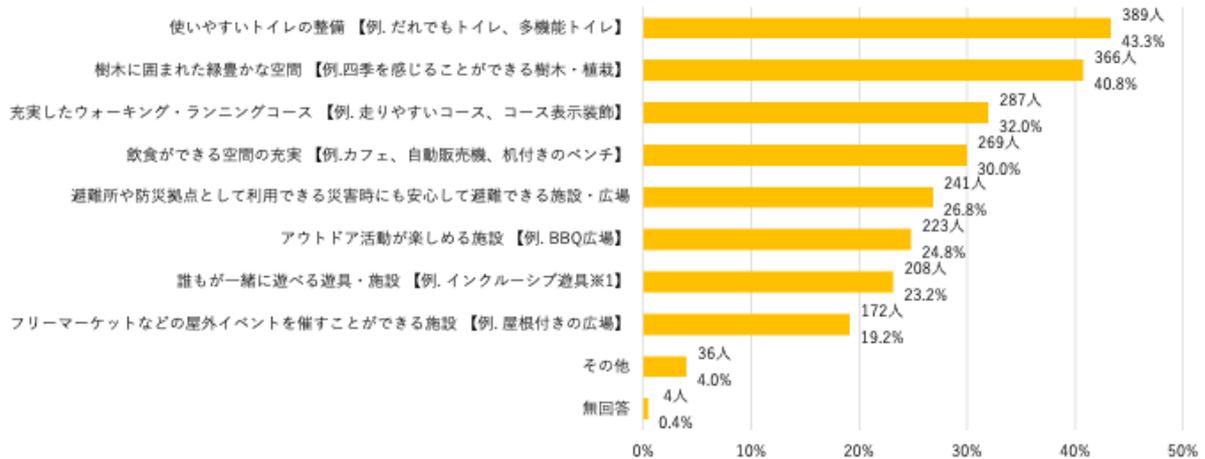


図:本公園にあつたらいいと思う・あつたら利用したい施設

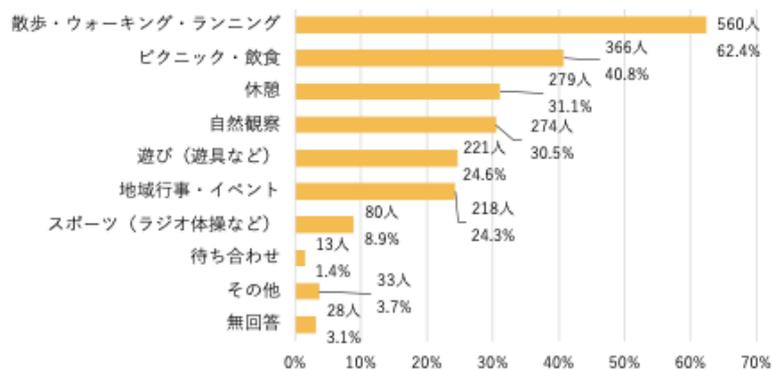


図:本公園での望む過ごし方に対する意見

### ④ 考察

- ・本公園・緑地は家族や個人で来て、遊びや散歩をする日常空間であり、現況の整備・管理については一部管理等に指摘はあるものの、概ね地域に受け入れられた状態であると考えられる。
- ・今後の整備については、市民からは従来の利用方法を継続した緑豊かなウォーキングやランニング、ピクニックなど日常的に利用できる憩い空間、さらにそれを支えるトイレや照明、防災設備などの基盤整備による安全性・安心感の担保が望まれている。

### 1-3. 民間事業者(サウンディング型市場調査)の意見

新斎苑整備事業に関するサウンディング型市場調査にて、本公園の魅力向上等の可能性について調査を行った。

#### (1) 調査実施概要

実施日：令和7年8月  
調査方法：書面アンケート及び個別ヒアリング  
回答者数：16社

#### (2) 調査結果

##### ① 公園・緑地の魅力向上につながる取り組みについて

本公園の魅力向上に繋がるハード面・ソフト面の取り組みについて、公園の環境改善に資する植栽や樹木の適切な管理の他、防犯機能の向上に資する意見が得られた。

ハード面	<ul style="list-style-type: none"><li>・植栽や樹木の適切な管理</li><li>・園路や遊具、トイレなどの再整備による利用促進</li><li>・周辺事業所の勤労者の昼の憩いの場、軽運動の場の確保</li><li>・防犯カメラ、防犯灯などの設置</li><li>・飲料や軽食などの自販機の設置</li><li>・避難設備や防災倉庫等の地域防災機能の設置</li></ul>
ソフト面	<ul style="list-style-type: none"><li>・共同花壇や広場を活用した各種教室や講座・花見などのイベント開催</li><li>・周辺事業所の勤労者を対象にランチを提供するキッチンカーの誘致</li><li>・新斎苑利用者を対象にした案内ツアー</li></ul>

##### ② 新斎苑と加納東公園・加納緑地の一体的な利用について

新斎苑と本公園の一体的な利用について、斎苑のイメージ向上に繋がるなどの効果が期待できる一方で、会葬者のプライバシーの確保などの配慮事項に対する指摘が得られた。

効果	<ul style="list-style-type: none"><li>・一体的なランドスケープの調和による遺族・参列者の癒し空間の提供</li><li>・会葬者やその子供の気分転換</li><li>・斎苑を「開かれた公共空間」として市民に親しみやすく、迷惑施設と感ぜさせない</li><li>・再整備により安全性が向上し、子育て世代等も安心して公園利用できる</li></ul>
課題や懸念事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・プライバシーの確保</li><li>・日常的な憩い空間と個人との別れを偲ぶ空間の雰囲気合わない</li><li>・整備、維持管理費の増加</li><li>・集いたくなる空間や施設デザイン、回遊動線の演出</li><li>・遊具等による事故や第三者への損害賠償等のリスク分担の明確化</li><li>・利用者の増加による混雑や迷惑行為の増加</li></ul>

##### ③ 新斎苑と加納東公園・加納緑地の一体的な整備等の実施可否について

新斎苑との一体的な整備・維持管理について概ね対応可能との意見が得られた。特に新斎苑との一体的な整備については、地域の魅力向上に寄与できるものとして、効果が期待できるとの意見が得られた。

##### ④ 考察

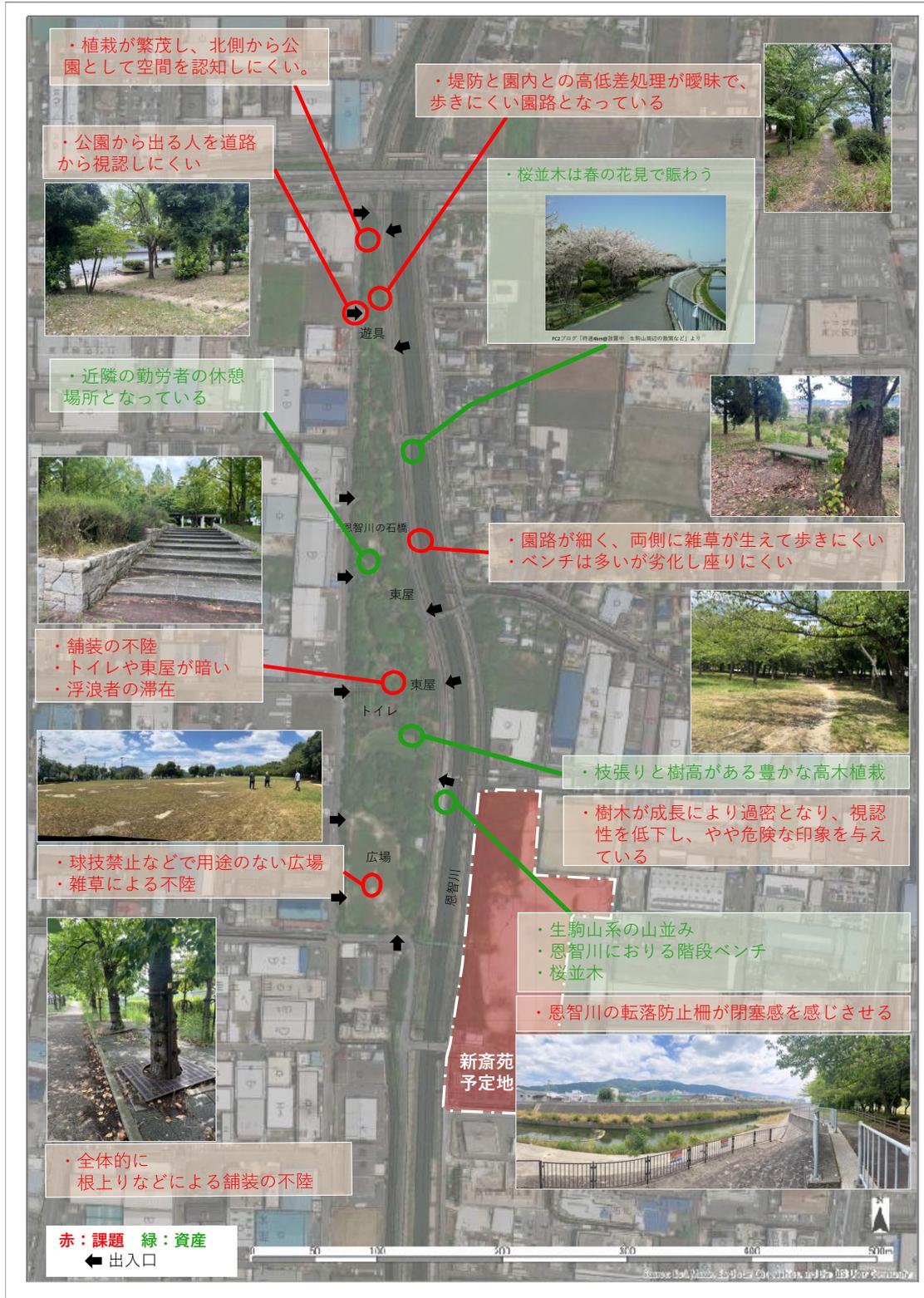
<ul style="list-style-type: none"><li>・新斎苑と公園・緑地との一体化整備については豊かな緑化空間やウォーキングコースなど現状機能を担保しつつ、安全性や安心感を向上した再整備や憩いの場としての魅力向上に関する提案が多く見られた。</li><li>・新斎苑利用者と地域住民・勤労者の双方にとって豊かな空間に寄与するための検討が必要である。</li></ul>
--

## 2. 課題の抽出と整備の基本方針

### 2-1. 現況把握

#### (1) 本公園における整備状況

公園全体において、高木植栽が生長し、豊かな樹木緑地となっていると同時に周囲からの視認性が低く、樹木の間引きや剪定により夜間利用も想定した安全性の確保が課題である。また、全体的に根上がりによる不陸、舗装、休憩施設の老朽化が進んでおり、改修が必要な状況である。



図：本公園の整備状況



### (3) 加納東公園・加納緑地における人流調査

#### ① 調査概要

調査日時	令和7年7月3日(木)、5日(土) 各午前9時~午後5時
調査方法	ビデオカメラを各調査地点に設置し、公園内や周辺道路の人流を動画で記録
調査地点	・公園の主要出入口(①②③) ・新斎苑の整備による回遊が期待される箇所(唐津橋付近:④)

#### ② 調査結果



#### ③ 考察

##### 地点①(新斎苑付近)

平日・休日を問わず歩行者利用が一定あり、今後さらに増加が見込まれる。

➔ 多様な来訪者が気軽に集える、防災機能も兼ねたエリアとして整備。

##### 地点②③(西側)

平日の利用が多く、土休日は減少。周辺事業所の稼働に影響を受けるが、公園利用は安定。

➔ 既存利用者の愛着を大切にしつつ、勤労者の休憩利用など静かな憩いの場を充実。

##### 地点④(恩智川沿い東側)

道路通行は多いが公園利用にはつながっていない。通勤・通学路として機能。

➔ 景観を活かし、安全で快適に歩行・走行できる園路整備により公園利用を促進。

新斎苑周辺は「交流・防災の場」、西側は「静かな憩いの場」、東側は「景観を活かした利用促進」の方向性が考えられる。

## 2-2. 課題の整理

### 課題1: 周辺住民・勤労者の日常利用が少ない

- ・近隣住民の移動動線としての公園利用促進
- ・近隣勤労者の休憩利用の促進
- ・広場の利用規制の再検討ならびに用途検討
- ・快適な緑地空間の創出

### 課題2: 新たな斎苑の会葬者による利用と周辺住民等の利用の両立

- ・静かに過ごすことを想定した公園設計
- ・喪服姿が目立たずなじむ配慮のある公園内配置計画

### 課題3: 場所の魅力が活かしていない

- ・生駒山の山並みや恩智川に対して視認性が低く閉鎖的な空間構成

### 課題4: 安心・安全なアクセスへの不安

- ・周辺道路のトラック通行を考慮した歩行者・自転車通行の安全確保
- ・公園出入口の視認性の確保・段差解消

### 課題5: 休憩施設、舗装等の老朽化

- ・不陸が発生している舗装・段差解消
- ・老朽化し、暗い印象の休憩施設(東屋やトイレ)
- ・多量に設置され老朽化したベンチの配置再検討等
- ・遊具等の配置検討等

### 課題6: 安心・安全して利用できない

- ・高木植栽を整理し、周囲からの視認性を確保
- ・夜間の散歩等を想定した照明計画
- ・災害時の緊急避難場所としての機能担保
- ・災害時の注意喚起(水害時の避難行動喚起など)
- ・遊具等の配置検討等

## 2-3. 整備基本方針

### 基本方針1 地域の生活に寄り添い、会葬者も滞在できる緑道空間

- ・近隣住民の生活動線として公園利用を促進する
- ・近隣勤労者の休憩利用を促進する
- ・会葬者に散策、気分転換の場を提供する

### 基本方針2 景観や既存の豊かな緑を活かした落ち着いた空間

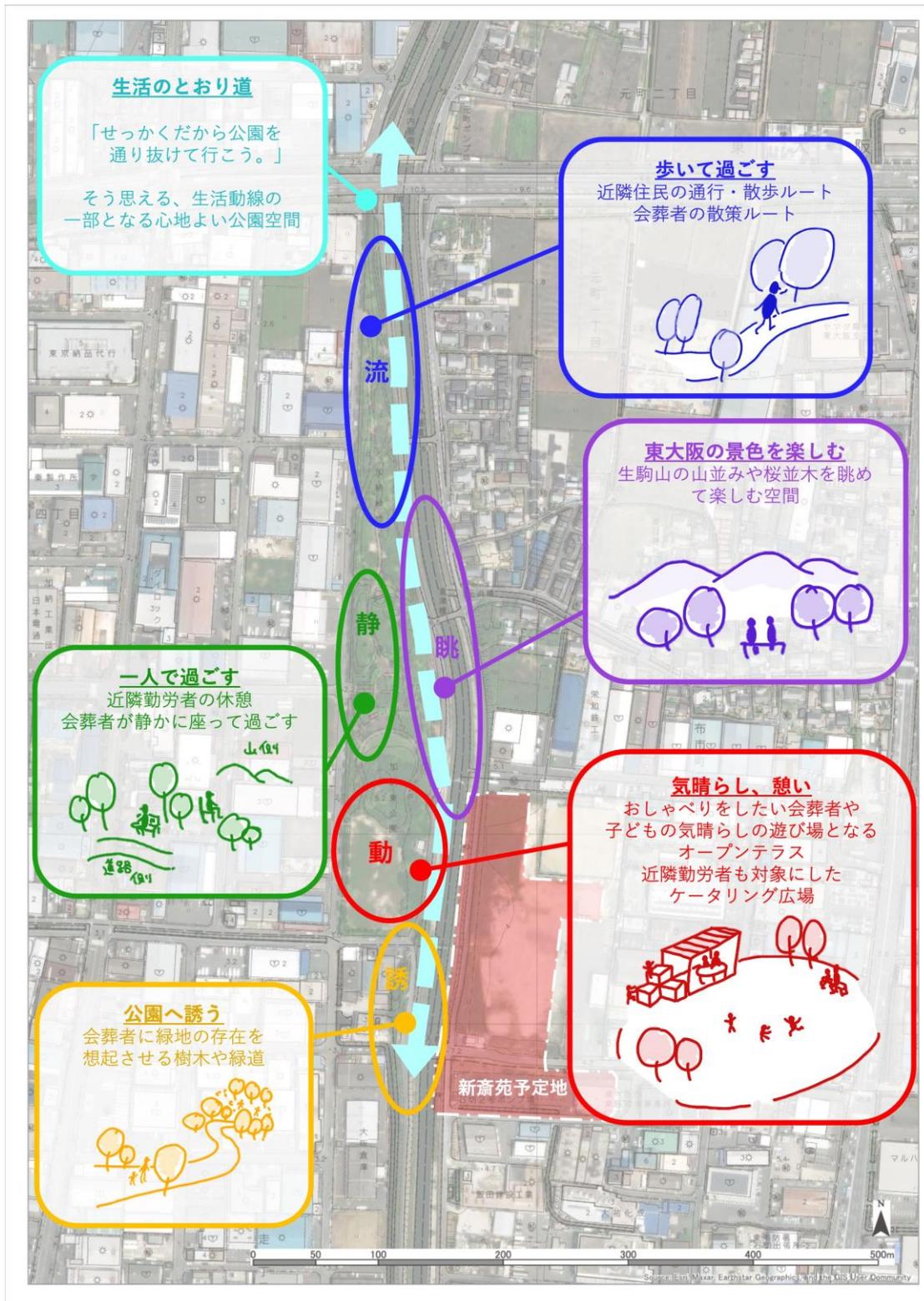
- ・生駒山の山並みや桜並木を眺め、心を落ち着かせる環境の提供
- ・既存の豊かな緑を生かし、夏場も快適な緑道空間を創出

### 基本方針3 安全・安心に利用できる施設整備

- ・高木植栽の整理を行い、緑に包まれる感覚と安心感を両立した視認性を確保
- ・夜間通行も想定した照明計画や休憩施設管理
- ・歩きやすい舗装や段差解消などのバリアフリー対策
- ・災害時の緊急避難を想定した掲示板や自販機の設置検討
- ・周辺道路交通を考慮した安全なアクセスルートの確保

## 2-4. ゾーニングと利活用計画

ゾーンごとのエリア整備・利活用計画は以下のとおり。



図：ゾーニングと利活用計画

## 2-5. 各ゾーンの整備イメージ

ゾーンごとのエリア整備・利活用計画は以下のとおり。

### (1) 「生活のとおり道」としての全体整備

#### ■歩きやすい園路

- ・全体を通してバリアフリー化を図り、出入口の段差を解消するとともに、園路幅を1.8m以上とすることで、車いす利用者や高齢者が押し車で安全に通行できる施設とする（国土交通省バリアフリー基準）。
- ・雨天時の歩きやすさや、夏季の路面温度の上昇を抑えることに配慮した舗装面を採用する。

#### ■夜間照度と災害時照明の確保

- ・現況照明と同等以上の照度を確保できる園路照明を適切に配置し、夜間の安全な歩行の視認性向上を図る。

#### ■心地よい緑陰と周囲からの視認性を確保した高木植栽の整理

- ・豊かに生育した既存高木を資源として活かしつつ、視界を遮る樹木については伐採や整理を行い、快適な緑陰と周囲からの視認性を両立させる。

### (2) 「歩いて過ごす」の整備

- ・通行しづらい複数の北端部園路を、中央の1本へと統合し、歩きやすい動線を確保する。
- ・回遊性を高めるため、北端に歩行の目標となるシンボルツリーを配置した小広場を整備する。
- ・園路沿いには、現況と同等の間隔でベンチを設置し、休憩しやすい環境を整える。

### (3) 「東大阪の景色を楽しむ」の整備

- ・花見利用も想定し、眺望に配慮したベンチを設置する。
- ・恩智川沿いに数か所の舗装広場を整備し、ベンチを配置することで休憩・滞留の場を創出する。また、東面道路との距離を適切に確保し、安全性を担保する。

### (4) 「一人で過ごす」の整備

- ・既存のメタセコイアを活かして「メタセコイアの森」を形成し、その中に少人数向け（1～2人掛け）のベンチを、周囲からの視線に配慮しながら配置する。
- ・既存トイレを再整備し、快適性および利便性の向上を図る。
- ・南側の高木植栽は、「気晴らし、憩いの整備」のエリアから聞こえる子どもの声などを和らげるバッファゾーンとして機能するよう、やや密度を保って管理する。

### (5) 「気晴らし、憩い」の整備

- ・会葬者の子どもなどが安心して利用できる遊具や休憩施設を設置し、気分転換や憩いの場を提供する。
- ・キッチンカーやケータリング等の利用も想定し、電源および水栓設備を整備することで利便性を高める。
- ・快適な緑陰を創出するため、高木植栽を適切に配置する。

## (6) 「公園へ誘う」の整備

- ・周辺緑道との連続性を確保するため、舗装を再整備し、スムーズに公園へ誘導できる動線を形成する。
- ・樹木保護蓋や高木の支柱について、不要なものは撤去し、必要なものは再整備することで、安全で健全な樹木管理を行う。
- ・心地よい緑陰を確保するとともに、周囲からの視認性を向上させるため、高木植栽の整理を適切に実施する。

## 2-6. 防災機能

災害発生時においては、新斎苑の災害対応を補完するものとして機能する想定とする。

